

第176回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和4年10月13日 午前10時から

会場 市役所2階 国立市議会委員会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代  
委員 中川 律 委員 中村 英示  
事務局 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛  
文書法制課文書法制係主査 田口 陽平  
説明者 文書法制課長 吉田 公一 文書法制課文書法制係長 稲山 愛

【石居会長】 おはようございます。それでは、第176回国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日は、事前にメールでも御案内があったとおり、配付資料等はないということになります。また、諮問内容というか審議の中身も、継続案件で行ってきている件1件のみということになりますので、そちらについて進めていきたいと思います。

今日ですけれども、今週、来週と2回審議会が続くことになります。日程は既にメールで御案内いただいているとおりで、来週、答申案をかなり完成形に近いところまで持っていければ、来週で本件についての審議は基本的には終わりということになりますが、十分まとまり切らないという場合は、予備日として設定している11月をもう1回使う。いずれにしても、今日含めて2回ないし3回で答申をまとめるということになります。

まとめるに当たってということですが、これは今日の審議とも関わるのですけれども、大事なところは、答申案の中に検討を要する点という項目と付言という項目、2つを設ける予定であります。今回に関してその違いをどういうイメージを持って考えているかと言いますと、検討を要する点は、条例案の内容そのものについて、もう少しこういう点を検討してほしいというような、条例の案文そのもの、あるいはそこに直接関わるような内容の検討を要する点として挙げる。付言は、こちらはすみ分けが今、自分でも、ここ何日か考えてみてなかなかすみ分けが難しいなどは思っているのですが、付言のほうは、つまり、条例の中身を踏まえた上で、具体的な運用とか運用上の留意点とか、そういったような直接条例の案文に関わるものではない部分でどういった留意あるいは要望をこちらから求めていくのかというようなことをこちらのほうに盛り込んでいくというすみ分けを考えています。すみ分けが難しいものについては、どちらかにまとめて入れ込んでしまうということもあるかもしれませんが、その辺りを考えていきたいなと思っています。

この後は、皆様からこれまでの審議を踏まえて御意見、御懸念の点などを御自由に御発言いただけるようにしたいなと思っていますのですが、ここまで議論を続けてきた中で、これはパブコメも含めてなのですけれども、幾つかやはり論点になってきたところがあるなと思っています。それを少しだけ初めに申し上げた上で、もちろんそこに限らず、どこからでも御議論いただければと思っています。

ポイントになってきた事柄、すみません、これ、本当はペーパーでお示しできればよかったのですが、十分まとめ切れなかったので、簡単に口頭でお話しします。

一つは、これは主にパブコメにあった内容でもありましたが、市の基本的な個人情報保護の方針あ

るいは考え方といったようなものをうまく、パブコメでは条例の中に入れてほしいということでしたが、前回の審議でもそれをやるというのはなかなかうまくいかないだろうということでしたので、それをどういうふうに取りまとめて、どういう形で表明していくのかというようなことは一つポイントになるかなと思いました。

それから、2つ目が、こちらの審議会の位置付けに関わる問題で、審議会からの自発的な審議に関わる内容ですね。審議会をどういうふうに位置付けていくかということは一大きなポイントになるだろうと思いますが、これは対になる内容としては次の3つ目であるのですが、審議会への報告をどういった質のものにするのかという点ですけれども、それと関わって、審議会がどういう形で自発的に審議を起こしたり、あるいは意見書を提出したりするのかという、その部分と、もう一つはそれに関わると思うのですが、市民からの声のようなものを審議会ないし市がどういうふうに吸い上げることができるのか、そんなところも一つポイントになるかなと思いました。自発的な審議というのが2つ目です。

それから、3つ目が、今少し先走りで申し上げましたが、審議会への報告という部分です。これは多分、今まで一番議論になってきたところだと思いますけれども、今のところは、どのような性質のものを報告していただくのかというようなところは、もちろん条例そのものにはあまり具体的には書かれず、どちらかという運用でこれから処理をしていくということになると思いますけれども、そうした報告の内容とか、あるいは報告の行い方とかというようなものをどういうふう考えていくのかというようなことが一つ、3つ目のポイントかなと思います。

あと、こちら後半のほうで議論になったことですが、国が開発するシステムに関するものを市側としてどういうふうチェックをしたり、用いていたりするのかというようなところに関わる議論もこの間行ってきたかと思うので、これも一つポイントかなと。

それと関わって5つ目が、本人同意に基づいて個人情報を取り扱うというようなとき、これは自己情報コントロール権というものが持つある種の落とし穴のようなものにどういうふう留意するのかという話でもあると思うのですが、こういった点が5つ目かなと思います。

6つ目が、個人情報保護委員会に報告すべき漏えい等の事態に関わって、審議会にどの段階で報告をしていただくのかとか、あるいは重大インシデントとは言えないような内容のものをどういうふう報告してもらえようにするのかといったようなことも、一つ論点になっていたかなと思います。

なので、幾つかここまでの審議の中で印象に残っているものをひとまず6項目挙げていますが、これ以外にももちろん、今日御意見いただいたものをできるだけ答申に盛り込んでいきたいと思しますので、これに関わることについてもまた引き続き御議論いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

今日いただいた御意見を踏まえて答申案を私が書くのですが、来週の火曜日までに書くという、タイトなスケジュールになっているのですけれども、いろいろ御意見をいただけたほうが私もまとめやすくなりますので、ぜひ様々な観点から御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、冒頭の私からの話はここまでとさせていただきます、事務局のほうから何か冒頭にお話とか補足とか、この間の動きとかで御説明はございますか。

【文書法制係長】 ありがとうございます。答申の構成なのですけれども、検討を要する点と付言に必ずしも分けなければいけないわけでもありませんので、まとめやすい形、なかなか切り分けも難

しい部分もあると思いますので、そちらは柔軟にさせていただいて大丈夫です。

あとは、条例全体、国立市で独自で上乗せした規定などに対する審議会の御意見などもいただければとは思いますが。今までの国立市の条例をこういう形で引き継いだ、引き継げる範囲で引き継いだという部分がありますので、その辺に対する審議会の御意見というか評価もどこかの場所でも触れていただけるとありがたく思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、審議と申しますか、皆様から御意見を伺うというところに進めていきたいと思っております。今、補足いただきました、独自の上乗せ規定に関する評価などもお聞かせいただければありがたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。では、どなたからでも構いませんので、よろしくお願いいたします。

【中川委員】 前回は欠席しまして、申し訳ありませんでした。御配慮いただきまして、未定稿ですが、前回の議事録案を送っていただきまして、内容を確認させていただきました。前回の御議論は大変、大分煮詰まってきたというふうな印象を受けましたので、全体の方向性については異存ございませんので、これで進めてくださればと思います。

それで、1点確認なのですが、先ほど会長のほうからも、あるいは事務局のほうからも、検討を要する点と付言というような形で審議会の意見を取りまとめるというお話だったのですが、今、事務局のほうからもお話がありましたが、独自の規定や上乗せ規定に対する評価になりますと、検討を要するというよりも、むしろ積極的にこれは評価しますというような形での意見もあり得るのかなと考えていて、今後、市議会で審議される際に、審議会としてもこうした点を評価していますので、ぜひこうした規定は条例に残していただくようにしていただきたいというような意見の付し方もあるのかなと感じました。ですので、例えば検討を要する点に関しては、単に条例案に関する審議会からの意見というふうな形で、その中で積極的に評価する点と検討を要する点とかいうような形で整理すると書きやすいのかなと感じました。これは意見です。参考にしてくださいと思います。

それで、今お話いただいた点で、特に審議会に対する報告事項の点で、第20条の今後規則等で詰めていく内容については御議論いただく必要があると思うのですが、それ以前の市の独自の上乗せ規定の中にもかなり報告事項というふうなものが盛り込まれていまして、これがかなり重要なのではないかなというように感じております。市の独自規定とされているものについて取りあえず全てピックアップした上で、それなりの審議会の評価を、少し煩雑ですけれども、表明するというような形を取れるといいのではないかなと考えます。

基本的には、報告事項とされている点について、少し落としているようでしたら事務局のほうから補足していただきたいのですけれども、第7条第6項と第8条第4項と第9条第3項が報告事項に関する市の独自の規定というふうなことで資料等を拝見したのですけれども、これらについては、特に第9条の点に関しては目的外利用の第三者提供に関する報告等が含まれておりますので、非常に重要な規定かなと思います。これらについてはぜひ積極的に評価するような形で意見が取りまとめられるといいのではないかと考えております。

そのほかの市の特独自の規定、第3条や第4条、第5条、第6条、第10条、第11条、第13条、第18条、第20条、第21条、というような形でかなり重要な規定等もありますので、これらについても基本的には積極的に評価できるというような形で、今後の市議会での議論の参考に供していただけるといいのではないかと考えました。

差し当たりは以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。積極的な評価の部分で御意見をいただきまして、ありがとうございます。積極的な点は、どちらかという結論から判断の理由の辺りのところで少し触れていくことを当初は考えていたのですが、確かに今おっしゃっていただいたように、今後、議会で審議を進めていくときに採っていただくべきところを積極的にきちんと採っていただけるような形の答申にするということはとても大事なことだと思うので、検討を要する点というところの表現を少し改めながら、ここに今、中川委員がおっしゃってくださったような、評価できる点と検討を要する点という形で盛り込んでいくといいのかなと改めて思いましたので、その方向で考えてみたいと思います。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。どんな点でも構いません。構成に関わることでも構いませんし、中身に關わることでも構いません。いかがでしょうか。

【中村委員】 では、中村から発言してもよろしいですか。

【石居会長】 お願いいたします。

【中村委員】 構成の点で、審議会の意見を述べるべき項目を幾つか整理したほうがいいのかなと思いました。1つ目は、今、話題に上げていただいた、独自規定と上乗せ規定についてという項目が一つあるのと、あともう一つは、審議会の役割について、これ、重複する部分があるかもしれないけれども、そういう項目立てをしていくのも分かりやすいのかなと思いました。3で要望事項、おっしゃっていらっしゃる付言。例えば私が前々回申し上げたのは、デジタル化を推進してほしいと。もっと市民に利用しやすい制度にしてくださいとか、あとは、費用の点ですね。開示とか修正とか削除とかの費用を使いやすいものにしてほしいみたいなのが要望事項になっていくのかなと考えていました。

そうだとすると、独自規定、上乗せ規定の部分がどの部分で、どういう意味で独自なのか、上乗せなのかというところを洗い出して取り出して評価をしていくというのが一つと、もう一つは、新条例における審議会の立場、位置付けと、それに対する現審議会の意見という大きな2つの項目が出来上がるのかなと。そして、付言事項、もっとこういうふうにしたほうがいいですよという御提案、それは制度の運用の話かもしれないし、もしかしたら規則に委任している部分の何かかもしれません。という構成になると書きやすいのかなと思います。

以上です。

【石居会長】 さらに具体的にお示しいただいて、ありがとうございます。うまく項目を立てていくといいなと思いました。独自規定、上乗せ規定という部分が多分評価というところに関わっていて、審議会の役割についてというところがどちらかという検討を要する課題となる点で、これがいくくりの大項目を構成するというイメージで、付言がその後ろに次の大項目としてつくという形ですかね。

【中村委員】 はい。逐条解説的にやるのは少々現実的ではないだろうなと思ひまして、そうであれば、取り上げるべき部分は特定して、そこに集中して意見を述べたりする構成のほうがいいのではないかというのが私の考えです。

以上です。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

【関口委員】 では、私のほうから。前回いただきました資料1-8の素案を読みまして、あんま

り自分の中で総括ができてないので、個別具体的な自分の疑問と意見になってしまうのですけれども、全然総括に向かわないかもしれないのですけれども、順番に幾つか。

まず、第2条の、これも今まであまり議論に出てなかったところを御説明いただきまして、市の機関というところで、資料1-2とかでも御説明をいただいていたのですけれども、市の機関から市議会、議会が外れるという点について、議会の自律的な対応の下、適切な運用を行うことが期待されるということで、これは国の法令の国会とか裁判所と同じ内容ですという位置付けになっているのですけれども、これに対して、これももう条例はこのとおりでいいと思うのですが、何か議会の自律的な運用をモニタリングするようなことは可能かという点を審議会の規則とか付言に盛り込むことが可能かどうかという点と、あとは、条例から外れてしまうので、審議会の議論の対象になるのかが分からないのですけれども、裁判所とか国会がそれぞれ個別に要綱をまとめたりしているようなものを議会が作るかどうかというか、それをリードするようなことが可能かどうかというのが、自律的な運用は当然議会もするとは思っているのですけれども、外れてしまうことに対するサポートが何かできないかなというのを思いました。恐らくそういう位置付けですというのは国の法律なのでそのとおりなのだろうと思うのですけれども、恐らく議会も個人情報を取り扱うことは当然あると思うので、国立市全体としては考えてもいいのかなというのが1点思ったところです。

それから、2点目が第7条です。個人情報取扱いで、業務を登録し公表するというところがあるのですけれども、ちょうど5項の赤くコメントが入っているところです。業務の性質上支障を及ぼすことがあると認めるときは公表しないことができるということで、資料1-8のコメントに書いていただいている事例としては、想定事例としてはこのとおりなので全く異論はないのですけれども、この公表する、しないの判断基準が曖昧になると運用に支障をきたす可能性があるなと思いました。個別の事例でも、事例を蓄積していつて事例集みたいにしていくのか、何らかの公表する、しないの基準を決めるのかというのは決めてから運用を始めるのかというのが結構難しいところではあるのですけれども、やはり条例の下部の規則とか細則等で事例や基準を決めることは推奨されるかなと思えました。条例としては全く問題ないと。

それから、3点目が第8条の個人情報ファイル簿の作成で、これは、すみません、私がちゃんと分かってないかもしれないのですけれども、この個人情報ファイル簿を作成するというのは、国の法律でも新たに定められたということで資料1-2でも触れていただいているのですけれども、国の条例だと、個人情報ファイル簿は対象者が1,000人以上の場合に作成が義務付けられるとありますが、国立市も同じ基準になりますか。

【文書法制係長】 はい、1,000人以上。

【関口委員】 1,000人以上で作成すると。なるほど。そうですね、条例にも特に追加の規定はないので、ここはもう特に基準は変えられないものですよ。

【文書法制係長】 そうですね、人数は1,000人以上の法令のとおりにする。ですが、その代わりと言っては何ですが、人数にかかわらず業務登録はするという形を考えております。

【関口委員】 なるほど。それで7条のところのコメントを書いているのですよね。そうですね、1,000件以上と縛ってしまうと。市の地方行政の規模だともう少し小さい場合もあるなと思ったのですけれども、それが7条の業務登録でカバーされるということでしょうか。

【文書法制係長】 はい。

【関口委員】 分かりました。ここはすみません、私が理解できていなかったもので、大丈夫なので、

今の事は特に意見としては追加ではないです。小さい規模もカバーしたほうがいいのかと思ったのですが、大丈夫です。ありがとうございました。

あとは、第11条の開示情報です。これも最初の頃から資料を頂戴していて、ちゃんと確認しなければと思っていて私がちゃんと確認できていないのですけれども、資料1-3の項番6のところでは死者に関する個人情報の取扱いをどうするかというのを整理していただいている、死者に関する情報は同時に生存する故人遺族等の情報に該当して整理する。ただし、それ以外のものについては個人情報の対象からは外されてしまうので、運用上、情報セキュリティポリシーの対象として適切に扱うというのを資料1-3のところを書いていただいているのですけれども、ここは個人情報でなくても、現行の国立市の条例から大きく外れることがないように適切に運用できるようなことは、これは付言に盛り込みたいなと思ったところになります。多分、情報セキュリティポリシーの運用で適切にできますということではあると思うのですけれども、個人情報の取扱いからは外れてしまうので、その辺りは適切にしてほしいなというのを、個別のことですが思いました。

それからあとは、会長からもあった審議会の位置付けなのなのですが、第20条のところ。これも私が法律の文章を読むのがあまり得意ではないので、第20条の第1項と書いていいのですね、市の機関が各号のいずれかに該当する場合において審議会の意見を聴くことができるというのが(1)から(3)が定められていて、前回、「特に必要であると認めるとき」というのを外しましたという御説明もあったような気がするのですけれども、「特に必要であると認めるとき」というのを(4)として残すのがやっぱり難しいのかなというのが少々分からなくて。というのは、この(1)から(3)に意見を聴くことができる諮問の対象を絞ってしまうと、これは結構、規定とか条例の変更に絞られているように私には読めて、個別の事案を諮問することができないというのが国の法律で定められているので、ほかに意見を聴く場が、何があるのかという具体例もあまり思いつきはしなかったのですけれども、何か少し余地を残しておくことはできないのかなというのを少し思いました。

1点考えたのは、会長からの6点目にもありましたが、重大なセキュリティインシデント発生時とか漏えい事案発生時の改善対策とかそういったところは、例えば対策案を国に報告する前に報告してもらえたら、諮問という形なのか議論という形になるか分かりませんが、意見聴取の対象にはならないかなとかという可能性を考えると、その他特に必要であると認めるときというのが入らないかなというのは思ったところです。

あとは、各委員の皆様からも出ている、同じ第20条の報告事項のところなのですが、これは前回も議論に少し上がりましたが、細則として、報告が形骸的なものにならないように審議会が第三者監査機関のような位置付けを果たせるように、サンプル的な監査とカリスクベス監査みたいな、事例を具体的に検討して改善事項とか付言をまとめるみたいな報告会の形が可能であれば、会細則として定めてほしいなというのが希望になります。

すみません、私もちゃんとまとまっていなくて恐縮ですが、以上です。

**【石居会長】** ありがとうございます。今、関口委員から具体的に挙げていただいて、ありがとうございます。皆様からももちろん具体的に挙げていただければと思いますが、今挙げたことに関して何か、事務局から補足や応答がもしこの場でございましたらお願いします。

**【文書法制係長】** 今、1点目にございました議会の自律的な運用という点についてなのですが、議会のほうも、議会に特化した個人情報保護に関する条例なり規則なりを定めることになるのではないかと。多くの自治体は割とそういう方向になっております。国立市でどこまで議論が進んでいるか

というのはあるのですけれども、その定めるに当たりまして、議会のほうからも、現行の審議会に諮問をしたいというのがあれば、諮問を受ける予定でもあります。あとまた、新しい条例なり規則なりのほうで、こういう場合には審議会に意見を聴きたいとか、報告したいとか、今こちらでつくっていくような形での審議会の関与を望む場合には、そういったことはもちろん審議会にも御相談した上でそういった規定を設けていくということは十分考えられるとは思いますが。ただ、議会の自律性というものもありますので、こちらから積極的にそうしてくださいとか、審議会に必ず諮問してくださいとか、審議会の関与をお願いするということができないということになります。

【関口委員】 今回の我々の答申として、そういう積極的な連携とか関わりを持つことを期待するみたいなものを入れるのは、やっぱり自律性が損なわれるから駄目ですか。

【文書法制係長】 どこまで可能かどうかは、ニュアンスにもよるかもしれません。今回は議会が対象から外れますけれども、例えば議会における個人情報の取扱いについても十分議論していただきたいとか、取扱いにも十分注意していただきたいとか、ニュアンスの程度によってはむしろ入れたほうがというのは、自律性を損ねない範囲での審議会としての御意見というのは入れていただいてもよいかと思います。

【文書法制課長】 条文に規定するわけではないので、御答申しいただく分については問題ないと思います。国立市の市議会は、非常にこの審議会を尊重して大切に思っている議員さんたちですので、その辺り、逆に入れていただくと、喜ぶというか、ありがたいのではないかと思います。

【関口委員】 やはり、期待しますみたいな感じの答申ですかね。

【文書法制課長】 そうですね。あと、確かに第2回定例会のときに陳情が出た際には、議会でももちろん条例は作っていききたいというような動きは聞いています。ただ、非常に議員さんたちもこの条例には思いが強いので、なかなかどういう方向なのか、議長会でも条例例が示されているのですが、そのとおりにいくのかということまではまだ情報が入ってきていないと。ただ、市議会、議会事務局で取り扱う個人情報というのは非常に限定されております。例えば陳情者の住所、氏名、電話番号とか、引退された議員の年金の情報とかということに限られてきますので、それに見合った条例をつくっていかないと、条例が物すごい、現行条例みたいな形をつくってもあまり実効性がないのかなという議論も出ているかと思われます。そこで今これからもまれていくと思うのですけれども、市長部局が今回12月の議会に出しますので、そこで抱き合わせていけるかどうかということはまだ情報が入っていない状況となっています。現状、今、そのような形です。

【関口委員】 ありがとうございます。

【文書法制係長】 あと、すみません、補足させていただきたいのですが、現行の条例では少なくとも実施機関に議会が入っておりますので、現行条例下では審議会から実施機関の一つである議会に対する意見を言える部分はあると思います。ですので、あとは、改正法での趣旨を踏まえて、どこまでの意見を出されるかという判断にはなってくるかなと思います。

【中川委員】 いずれにしても付言事項として入れる分には特段問題はないということでしょうか？

【文書法制係長】 そうですね、はい。

【文書法制課長】 個人情報の取扱いについて議会にもいうところでいただく分にはよろしいかと思えます。

【中川委員】 入れたほうがいいのではないですかね。

【石居会長】 ありがとうございます。作文力ですね。

【関口委員】 すみません。

【石居会長】 ありがとうございます。議会のことは、パブコメでもかなり項目を割いて御意見いただいていたので、何かやはり付言は必要かなというふうには考えていまして。

【中川委員】 ちなみに、作文の役に立つかどうか分からないのですが、資料1-2の注の3で書かれているようなことというのは、何か国の指針やガイドライン等で書かれていることなのですかね。国や国会や裁判所等での技術的な対応の下、個人情報適切に扱われることが期待されると。

【文書法制係長】 はい、そうですね。こちらは国のほうの資料でそういったことが記載されています。

【中川委員】 ですと、やはりそこをそのまま引用する形にすれば書きやすいのではないですかね。

【文書法制係長】 そうですね。この資料に個人情報の取扱い、少々言葉が抜けてしまっているかとは思いますが、こういった……。

【中川委員】 この元の資料を資料として御提供いただければ。

【文書法制係長】 少し使用しやすい言い直しにはなると思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

【文書法制係長】 すみません、あと、関口委員から今御意見いただきました2番目の業務登録の公表の基準なのですが、こういった場合に公表しないことができるかというような基準ということですが、原則は公表と考えておまして、あくまでも例外的な取扱いですよという。本当に業務に支障が出るという、大枠でいうとこの条文に書いてあるとおりののですが、あくまで例外的な取扱いですよということは、規則に基準として入れられるか、あと、場合によって職員が使う手引的なものと割と書きやすかったりもしますので、そういったことは考えてまいりたいと思います。

【関口委員】 手引ぐらいがいいかもしれないですね。確かに事例だと……。

【文書法制係長】 そうですね。あとは、第20条の審議会への諮問事項として、「その他特に必要と認められる場合など」を入れられるかということなのですが、国の個人情報委員会、総務省から出ている条例例の条例についての資料で、諮問できる場合として、諮問を行うことが特に必要であるとする事項について具体的な記載をする必要があるということを言われています。ただ、関口委員がおっしゃられましたとおり、確かにその他というか、何かカバーできる規定があったほうが良いような気はしますので、国の示している考えで許容される範囲内で何か入れられるいい言い直しというか、少し検討をしたいと思います。なので、その辺も答申のほうに入れていただいてもよいかなと、入れていただけるとむしろ助かるかなという部分はございます。

【中川委員】 質問なのですが、要するに、個別の事例を取り扱うような形にはならず、一般的、包括的に、こういった場合には審議会の意見を聴きますよという表現になればよいというふうなことなのですかね。

【文書法制係長】 そうですね。

【中川委員】 特に必要な場合というのは、アドホックに個別に審議会の意見を聴くことができるような形にするのがよくないというふうなこと……。

【文書法制係長】 それも前提の1つ目としてありまして、個別具体的な事例についての諮問もできないというのがあるので、一般的なものについての諮問についてもある程度具体的に規定する必要があるというふうな。



【中川委員】 例えば市が個人情報保護に関連する指針や方針あるいは改善策等の取りまとめをするときとか、その程度？

【文書法制係長】 そうですね、表現のしようはある気はしますので……。

【中川委員】 重大インシデントの改善策とかいうふうなことについて審議会に御意見を聴いていただくということは、私も個別の事例というよりは、一般的、包括的な審議会の利用の仕方かなと思いますので、そういった点をカバーできるような表現が何か工夫できるとやはりいいのかなと。

【文書法制係長】 今、中川委員がおっしゃられたように、重大インシデントが起きたことが起点の諮問というので多分個別的な諮問になってしまう可能性が出て……。

【中川委員】 そこを濁す形で。

【文書法制係長】 重大インシデントみたいな場合は恐らく、今あります2号のほうでいけるかなというのがあります。こちらの法66条1項というのが安全管理措置に関する諮問事項ですので、重大インシデントが起きたことを契機として安全管理措置を見直すような場合には安全管理措置の基準の見直しなりをするということで、2号のほうでいけるかなというのは思っているところではあります。ただ、重大インシデントに限らず、拾えるというかすぐえる諮問事項というのを3号の後ろに表現を工夫して入れるのは、入れたほうがいいような気はしております。

【中川委員】 この3号のところは個人情報の取扱いに関する運用上の細則というふうになっていますけれども、これをもう少し、細則も含む方針や……。

【文書法制係長】 そうですね、3号の表現を変えようというのがあるかもしれないですね。

【中川委員】 少し工夫する方法があるのかなという。

【文書法制係長】 細則を定めようとする場合その他こういう場合みたいな。

【中川委員】 そうですね。

【文書法制係長】 個人情報の取扱いに関する何と申しますか……。

【中川委員】 ガイドラインや指針等を定めようとする場合とか。全てそういうふうなものを諮問しなければいけないというわけではないですね。

【文書法制係長】 そうですね、はい。

【中川委員】 特に必要と認める場合にはガイドラインや指針等についても諮問できるようにしておく、窓口を開いておくというふうな趣旨の規定ならば許されないだろうかと思うのですが……。

【文書法制係長】 今、記載しています運用上の細則というのは、一応法令や国のガイドラインなどの記載にのっとった具体的な方法について定めるものということ想定していますので、細則、広い意味でのルールみたいなことを想定しているという……。

【中川委員】 では、これに入るというふうに運用解釈上行うこともできなくはないという？

【文書法制係長】 そうですね。運用に関してはここでカバーできるのですけれども、そうじゃなくもう少し広めに網を張るということでしたら、3号の表現に追加するか、4号を新しく追加するかというのは、こちらでも言い回しなども含めて検討したいと思います。

【関口委員】 今ぱっと具体例が思い浮かばないので、何かこの場で何かいい例があると……。

【文書法制係長】 こちらもすぐには浮かばないので。

【石居会長】 ありがとうございます。お願いします。

【岸委員】 一つ、別のところに行ってしまうのですが、よろしいですかね。前回のときに、条例の素案の第4条の最後の、協力しなければならないというところは、協力しなければならないか、協

力するものとするかみたいな感じで、個人情報保護委員会のほうからほかの自治体にNGが出たみたいな話があったかと思うのですけれども、これは何か動きはありましたか、その後。

【文書法制係長】 今、特に動きはないところでして、あとはこちらとしての判断かなとは思っている部分なのですが、この規定についても、委員さんや審議会のほうから何か御意見あれば、いただければとは思っているところであります。

【岸委員】 資料を見ますと、この規定は理念規定だというふうに確か、条例上に独自の理念規定として設けるみたいなことが1-5に書いてあったと思うのですけれども、前回いただいた御説明でも、やはりそういうつもりで設けていらっしゃるのかなと考えています。

【文書法制係長】 そうですね、理念規定なり責務規定といいますか、事業者の。

【岸委員】 理念規定とすると、「協力しなければならない」という文言は少し強過ぎるのかなという気は私も読んで思いました。具体的な義務を課すかのようにも読めなくはないかなと思ひまして、例えば第3条とかも、ほかにも理念規定をいろいろ設けていらっしゃって、そちらは「努めなければならない」ということで努力規定みたいな感じで、「協力しなければならない」に比べれば少し弱い文言に読めるのかなと。なので、私自身はやっぱり、「協力しなければならない」という文言だと少し強過ぎかなという気はしております。それこそ「努めなければならない」とかのほうが、理念規定としてはじっくりくるのかなと。

業者に対しては割と個人情報保護法のほうで結構しっかり規定されていて、そちらはやはり具体的に、「しなければならない」とかそういう強い文言で書いてあるので、全体の平仄を合わせるといいますかね、感じとしては、もちろん市の施策が適切なものであることを前提としているので、少々うがった見方で申し訳ないのですけれども、市の施策について何でもかんでも従わなければならないみたいな感じに受け取られると、それは少し強過ぎるのかなという気がいたしました。でも、そうすると、4条と5条がこれ多分対になっていると思うのですね。5条のほうも「協力しなければならない」となっているので、4条のほうを「協力するものとする」とかもう少し文言として読めるのであれば、市民の個人のほうも同様に弱めるというほうが適切なかと考えております。

【文書法制係長】 第4条の表現を少し弱めるとしますと、ここに書きました「協力するものとする」とか「協力するよう努めなければならない」とか「努めるものとする」とかというところかなと考えています。

【岸委員】 実際のところ、多分罰則もないので、逆らったからどうなるという話では多分ないというのは私も全く同感なのですけれども、ぱっと読んだときに少し強い文言に思えるかなという話です。

【文書法制係長】 一応、現行条例の表現はなるべく生かそうという意図でそのまま引っ張ってきたというのがある部分ではあります。

【岸委員】 そうか。そうですね。

【文書法制係長】 ただ、法が変わるといいうのもありますので、あと、個人情報保護委員会の意見も踏まえて修正するというのも手段としてはあるかとは思っております。あと、もしその第4条の表現を少し柔らかくするのだとしますと、岸委員おっしゃられたように、第5条の市民等の責務とのバランスをどうしようかなというのも思ったりはしております。市民等につきましては法で直接何もないというのもありまして、このまま「協力しなければならない」と言いたい部分もありますし。ただ、第4条とのバランス、表現の統一性というか。ただ、意味があって使い分けるのはもちろんあり

だと思しますので、そこもこちらとしてはどうしようかなと思っている部分ではあります。

【中川委員】 平仄はやはり合わせたほうがいいのではないかなというふうな気は。言葉が違うけど、意味は同じというふうにならざるを得ないですね。第4条と第5条の両方共、倫理規定なり訓示規定だというふうなことです、「協力しなければならない」と書かれていても、努力義務にとどまるというふうなことにならざるを得ないと思しますので、それで文言が異なると、何かここに意味があるのかというふうな話になってしまうと思しますので、文言はやっぱりそろえたほうがいいのではないかなと思います。しなければならない規定を残したいというふうなことであれば、そういう説明をしっかりとすることでいいのかなとも思いますけれども、もともとの条例の「協力しなければならない」というふうな文言にした趣旨は私も存じ上げませんが、確かに若干強い表現ではあるかなとは思いません。

【石居会長】 ありがとうございます。この第4条、第5条、そうですね、確かにここは平仄は合ったほうがいいだろうなと思いつつ、表現の仕方の強さという、岸委員から御提起いただいたことに関して、御意見はございますでしょうか。

「しなければならない」というふうな文言を当初取られた、もともとの御趣旨等を御説明いただけると。

【文書法制係長】 現在の条例が制定されたときの事業者の責務規定での手引の説明では、市の施策への協力も義務付けているという説明がされております。7ページ目です。市民等の責務についても同様で、市の施策への協力も義務付けたものとしているのですが、ただ、今回の改正法では、条例での事業者への義務付けは適切ではないとも言われていますので、表現は……。

【岸委員】 法律と条例との感じがだいぶ変わったのですね、今回。

【文書法制係長】 そうですね。もともと民間事業者については個人情報保護法が直接適用はされていたと思うのですけれども、今回は自治体も個人情報保護法の適用を受けるということになったことによって、その辺りの区分けというか、もともと法が出来る前に市の条例が先に出来てしまったというのがありますので、法との整合性は特に気にせず条例で規定していたという部分もあったのだと思うのですけれども。

【岸委員】 法律自体が各自治体の条例での定めることを広く許容していたというような法制度全体だったかなとは思うのですけれども。

【中川委員】 いずれにしても、市の施策に民間事業者なり個人が法的に協力することを義務付けられるというふうなことは、一般的な規定を設けたから生じるとは恐らく言えないと思しますので、当初の条例についても、手引では義務付けているというふうに書かれていますが、やはり努力義務であったというふうなことであろうと思います。

【文書法制課長】 恐らく市の施策に対して関わってくれば当然かかってくる個人情報保護という部分だと思うのですね、当初つくられた条例の経緯は。ですので、業者であれ、事業所であれ、市民であれ、市の施策に関わってくれば、当然そこは守っていただくということでの位置付けを明確化したのではないかと。そこは想定範囲ではあるのですけれども。市のお金が今度事業者にも払われる場合であれば、契約書上これも当然のことですけれども、個人情報の取扱いについて厳密に縛り付けをかけてきていますので、それ以外の部分でも関わってくるということであれば、やっぱりその個人情報を守るべきというふうに私どもは考えておまして、そこはやはり現行条例より後退することなくというふうには当初認識をしてこのような規定を設けさせていただいているというところでございま

す。その辺りも踏まえた上で御議論いただければありがたいと思っております。

【関口委員】 言葉の印象論になってしまうのですけれども、多分、私の中では二択かなと思っていて、市民の皆様とかに対して、現行条例を極力引き継いでいますという姿勢を見せるために「協力しなければならない」という表現を踏襲するか、法律が変わったので理念規定という位置付けになりましたということで、3条と合わせて、文末を全部、「努めなければならない」にそろえるか、どっちかがいいかなと思います。多分ここはこの条例に込める思いのところもあるかなと思うのですけれども。「するものとする」というよりは、例えば「協力を努めなければならない」とかのほうが、3条とかともそろっているし、やはり今までの考え方を踏襲している、すみません、ニュアンスになってしまうのですけれども、出るかなという気はします。

【石居会長】 今、課長から御説明があったようなお話ですと、市が何らかの施策を進めようとするときに、それと協力関係にあるなり委託関係に入るような個人や、あるいは事業者を対象にした、「協力しなければならない」という趣旨の規定であるというふうなことでいいですかね。

【文書法制課長】 そうですね、手引のほうでいくと、例えば事業者のところだと、事業者がその事業を営む上でという形で入っている部分もあるかと思われまますので、そこに限定しているかどうか、すみません、その議論自体、私もそこまでの資料の持ち合わせがないものなのですけれども、恐らくそういう部分も含めてということになるのかなと。少々曖昧なお答で申し訳ないのですけれども。

【文書法制係長】 限定しているわけではないのかなとは思いますが、契約当事者である事業者に限らず……。

【中川委員】 契約当事者であれば当然それは……。

【岸委員】 契約書の中の文言でいいというか。

【中川委員】 そうなるかなという。それはもう条例に定められる云々以前の、契約上の義務というふうなことになるとは思います。

【文書法制課長】 契約しないで市のイベントに御参加いただく方なども当然含めてというところにはなるかと。

【中川委員】 そのような、従来の条例をできるだけ引き継ぐという思いを審議会として受け止めるというようなことであれば、「しなければならない」という文言でもいいのかなと思いますが。

【文書法制係長】 今、市の立場としても、やはりその2つの考えで少々せめぎ合いというか。

【中川委員】 いずれにしても法的な意味は変わらないというふうなことですね。

【文書法制係長】 というのもありますので、「協力するよう努めなければならない」というのにそろえるのもよいかとも思っているところではあります。

【岸委員】 私自身はやはり「協力しなければならない」は少し強過ぎるかなというのがあるので、従前の思いを引き継ぐというのは、どこか付言的のところとか何か別のところで表現できないかなというのが私としての意見です。

【文書法制課長】 一つ、あと、御答申でいただくのとプラス、手引みたいなものを今後作っていきますので、その辺りで経過的なところを載せるのも一つの方法かもしれないと。

【中川委員】 私はこの点については全体の御意見に従いたいと思っておりますけれども、一般論とすれば、努力義務規定でこのような強い言い回しをするのは、やはり岸委員が言うようにかなり強い言い方ではあるかなというふうな気はしますので、どちらも理由があるかなと思います。

【石居会長】 そうですね。ここも前回の手引書の説明だと、やはり前半の「個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに」、後半のほうは「協力しなければならない」という書き分けが、多分説明からその意図を探ると、前段の「努める」という表現のところはやはり努力義務だというニュアンスを明確に出して、後半の「協力しなければならない」というところは、やはり努力義務ではなく協力を義務付けているという説明になっているので、多分その辺りのニュアンスを多少はやはり変えるという意味で書き分けているのだと思うのですが、実質的な部分がやはり努力義務だということであれば、それはやはり「努めなければならない」にすることで、意味する内容も含めて明確になるのかなというような印象は私としてはありますね。

この点、ほかに御意見ございますでしょうか。

そうしましたら、次回掲示する案では、こここのところの表現を改めることと、改めることにこちらが込めている意図みたいなものを少し表したものを書いてみますので、また少し御検討いただいて、やはりやめようとなったらやめるということを含めて、取下げも含めて考えたいと思いますので、一応案文ではこの項目も入れてみたいと思います。

【中川委員】 それこそ、こういうふうに様々な意見が出たというふうなことを明記した上で、市議会のほうで適切に議論していただくというふうな形で、特段、審議会としての意見を明確にしないというようなこともあり得るかな、オープンな形にしておくというのもあり得るかなと思いますので、幾つか選択肢はあるのかなと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、これ以外の点、細かなことでも構いませんが、いかがでしょうか。

【中川委員】 先ほど関口委員がおっしゃっていただいたところで、第7条第5項の非公表の基準の点なのですが、これ、非公表となった場合も第6項の報告の対象にはなるというふうな解釈？

【文書法制係長】 はい、報告します。

【中川委員】 では、これは非公表になっていますが、このような業務登録がありましたというような報告が何らかの形であるというふうなことで？

【文書法制係長】 はい。

【中川委員】 そうすると、そのときに、事後的にはなりますが、これを非公表としたことの理由等の説明も当然していただくことになると思いますので、そういう形で運用の改善なり適切さを担保するというふうな審議会の役割の果たし方もあるのかなと思いますので、付言なり運用に関する要望等で触れていただいてもいいのかなと思いました。

【石居会長】 ほかはいかがでしょうか。

【中川委員】 会長が出してくださった5つの論点についてここで何か議論しておかないと、会長としても次回までに何かまとめるというのが難しいのではないかと思うのですが、これを順次検討する必要はないでしょうか。

【石居会長】 よろしいですか。ありがとうございます。挙げさせていただいたものは、これまで皆様から御意見が出たり、パブコメであったり、また、逐次事務局からお答えいただいたりした事柄の中で、やはり何かしらの形で意思表示が必要かなというようなことを挙げたものということになります。

1つずつ、では、御意見を伺っておくとすると、一つは、1に挙げました、市の基本的な方針の取りまとめと表明ということで、これ、直接的にはパブコメの1と2でしたかね、資料1-10でナン

パー1とナンバー2に割り振られている部分で、コメントの内容としては、かつての個人情報保護法  
の精神とか、国立市が持ってきた姿勢や考え方というのを条例前文でうたってはどうかという  
御意見だったわけですが、条例の性格からして前文でうたうという形は取りにくいというのがこ  
こまでの議論としてあって、では、これに代わる策として何ができるかという、手引書の中  
でその趣旨を述べるといような案が一つあったと。ただ、これは庁内向けになってしまうので、  
少し市民とか市の内外に何か表明する手段もあったらいいのではないかなとも少々思ってい  
るので、その辺りを私としては、手引や、あるいはウェブサイトになるのか、何らかの形で  
市としての姿勢みたいなものを表すことを考えてはどうかという意見が出せるといいの  
かなとは思っているところなのですが、この辺り、方針の取りまとめ案というより表  
明のほうに軸が傾いていますが、何かあれば御意見いただければと思います。いかが  
でしょう。

【関口委員】 会長からもありましたけれども、ホームページ等で憲章とかそういう形  
でうたうというのは結構ありなかなと思って、今、ホームページどのような状況か  
見てみようかと思ったのですが、多分、改めて改正のタイミングで、国立市として  
の個人情報の取扱いの姿勢みたいなものを、ポリシーを拡充するのか、ポリシーとは  
別にうたうというのは、広く市民の方ということではいいのかなと思いま  
した。ただ、ホームページだけでいいのかというのはどうかと。割と一般的で今は  
あると思いますけれども、どうなのですかね。一つ的手段では非常に有効かなと思  
います。

【中川委員】 今、憲章というふうなお話がありましたが、例えば個人情報保護宣言  
とかそういうような形で何かしら文書を決裁していただいて、公表するとい  
うような形を取れるとやはりいいのかなと。

【岸委員】 少々うろ覚えなのですが、前回だと、議会は通さないけれども、何が  
しかの方針として表明したいというふうなお話があったと思うのですが、例  
えば条例ではないとしても、何がしか議会の議決を通すような形とい  
うのはあるのでしょうか。

【文書法制課長】 議決というのは、この方針とかでは特にございませんので、  
議案としてのせるということはありません。

【岸委員】 すみません、無知で申し訳ないのですが、例えば市役所とかに結構  
市としての宣言とか憲章とか、ああいうあれは議会を通してないものな  
のですか。

【中川委員】 決議となる場合もあるような気がしますけどね。

【文書法制課長】 「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」は、  
条例が出て、そこで恐らくそれを付けてという形になっています、  
そこについてはですね。

【中川委員】 人権宣言とかそういうようなものとか。

【文書法制係長】 しょうがいしゃのも条例の前に宣言があったのですが、  
ただ、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」は現在  
条例が出来ているのですが、宣言の段階で議決は……。

【文書法制課長】 議決はたしか要してなくて、決裁行為で恐らく。  
もちろん議員さんには報告はしていますけれども、必ずしも議案に  
しなければならぬというものではないと理解しています。

【文書法制係長】 議案でなくても、物によっては議会の委員会に報告  
をしたりとかそういったことはありますけれども、そういうところで  
意見をもらったりして反映させるということではあるかと思  
います。あとは、基本方針とかそういったものは、やはり物によ  
るといものもあると思いますし、公的な議会の委員会までは出さ  
ずに、議員のほうに市で情報を提供するとかという方法もあり  
ますし、

少なくとも内部的には決裁行為を経て、重要なものでしたら市長決裁まで取って決定するということにはなると思っています。

【石居会長】 前回の自分のメモだと、やはり基本方針みたいなものを取りまとめて、市長決裁を経て公表するというようなことが考えられるかもしれないというようにお答えはいただいていたかなと思いますので、そういったことにはどちらかといえばやっぱり前向きに対応いただくということがいいのではないかなと思っているので。

そうですね、ウェブサイトだけでいいのかということですか。

【中川委員】 公表というふうな形に、ウェブサイトは形式というか方法ですので。

【石居会長】 方法をこちらが指定するものではないと。

【岸委員】 多分、市報とかにも載るのでしょうかし、いろいろあるでしょう。

【中川委員】 公表というふうな形でやっていただけるといいのかなというふうな。

【関口委員】 宣言を取りまとめるとか。

【中川委員】 いずれにしても、関口委員おっしゃったように、この条例制定のタイミングに合わせて何か国立市としての姿勢を示していただくようなことをしていただくと、市民の方々も御納得いただける部分があるのではないかなと。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかにこの基本方針の件に関わって、御意見等ございますでしょうか。

ありがとうございます。では、これはただいまいただいた御意見を踏まえながらまとめていきたいと思えます。

それから、次に、自発的な審議に関わる部分あるいは意見書を提出するというようなことを、どのような形で仕組みとして担保していくのかというようなことは一つ課題かなと思っているということと、これは踏み込み過ぎなのかもしれないのですけれども、やはり思ったことというのは、市民の方からの声みたいなのは、もちろん市役所に直接届いてくれればそれでいいのですけれども、それが何かうまくいかないようなときに、審議会のほうにも何かしらの声が届いて、そこから提起ができるというようなことができるといいのかなと思ったりはしているのですが、現状それをシステム化することは多分難しいでしょうし、個人的に情報が寄せられてそれに対応していくというようなことになってしまうのかもしれないのですが、その辺り、特に審議というのが自動的に今後、非常に限定的にしか行われなくなっていくので、自発的な審議につながるような有益なアクションを起こす必要があるということをどういうふうの下支えしていくのかということが少々課題だなとは思ったので、最後のところはかなり個人的な考え方なのですが、その前のほうの自発的な審議に関わるところで何か御意見などいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【中川委員】 自発的な審議それ自体については非常に有益な規定だなと考えておりますので、有効活用できるよう仕組みを整えていきたいと思えます。この内容等に関しては、特段制限はないというようにことだと思えますので、広く審議する形で運用できればなと思えます。

私も会長と同様に、我々自身がそれこそ自発的に問題を発見するというふうなことよりも、市民の方々の御意見を受け止めて何らかの機会を講じていくというふうなことになると思えますので、何か新たな個人情報保護審議会に対して、審議の契機となるような市民からの声を受け止める工夫はやはり必要ではないかと思っています。具体的にはどのようなものが考えられるのか……。

【関口委員】 やっぱり具体的な手段とってしまうと、お手軽なのは審議会のメール同報みたい

なのをつくって、新委員になった人のアドレスとかを登録していただいて、同報アドレスをホームページとかで公開して市民の方たちが自由に意見をできるとかというのは割とありがちなというか。市の窓口とかを介さずに直接声が届くみたいな仕組みを例えば設ける。だから、委員になる方は、そこも含めて同意した上で委員を引き受けなければいけなくはなりますけれども。

【中川委員】 個人のアドレスを公開して、そこに声が届くとなると、かなり整理が難しくなってくる可能性があると思うので、何かしら事務局で取りまとめていただく必要はあるのかなと思います。その意味で、それこそメールでいただくなり何なりする場合には、問合せフォームのような形でホームページに窓口を設置していただくなり何なりの方法は考えられるのかなと思うのですが、ただ、全ての声に対してお答えすることは恐らく難しいと思いますので、我々のほうで、この事案については自発的審議をしなければいけないと考えた場合のみ審議を行うというふうなことを御理解いただいた上で声をいただくというような仕組みを何かうまく構築できるのかどうかというのがやはり課題になってくるのかなと。不服申立審査や情報公開の審査のように、申立てをしたら必ず審議されなければいけないというような立て付けだと運用が難しくなると思いますので、その点のバランスを取るような方法が何か考えられないかなと思っています。

【石居会長】 ありがとうございます。自発的な審議に関わってほかはございますでしょうか。よろしいですかね。具体的な仕組みの在り方はまた、この提言レベルですることではないのだと思うので、やはり窓口の設置というところに向けた動きということは入れ込んでいけるといいのかと思うところでございます。

では、3つ目ですが、これはもう先ほどの議論でも大分出てきましたが、審議会への報告ということで、基本的には審議会としては報告をいただくものを受けるというのが今後は一番の役割になっていくと思います。報告の具体的な内容はある程度定まっているので、それを評価していくということになるのかなと思いますが、報告の行い方とか、あと、これに関しては多分審議会を定期的に開催するかどうか、定期化するかどうかということが関連していくかとかですかね。あとは、初めの頃は監査的な役割を審議会がどれぐらい担わなければいけないのか、担うのかというようなところも少し議論としては出ていたかなという記憶があったのでここに挙げておいたのですけれども、この点、審議会への報告と、審議会の役割、開催形式、この辺りに関して御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

【関口委員】 先程も意見の中でも述べたのですけれども、やはり単に報告して終わりという形骸的なものになってしまうと、報告する側もモチベーションが上がらないと思うので、という意味でサンプルチェックとか監査という事例も挙げましたが、今少し思ったのは、もらった報告に対して我々がフィードバックすることに対する、フィードバックした結果の反映の運用プロセスとか、フィードバックした結果をきちんと内部の運用に反映、改善するプロセスを市の中できちんと設けてほしいみたいな付言にすると、形骸的な報告にならないかなと思いました。意見の出し方としてですね。また、積極的な報告としては、先程出た監査の機能とかを審議会に市としても要求することも可能みたいな形でもいいかなと思います。というような意見の答申のまとめ方にすると、単に件数これでした、実態これでしたというだけではないという形かなと思います。

定期化はどうだろう。件数がどれぐらい、どんな形になるかが少し分からないですけれども、ある程度は年間での最少の開催回数とかを決めても、最低、四半期に1回みたいのを決めてもいいのかなと思いました。



【中川委員】 できるだけ年に何回は開催するぐらいは決めてもいいかもしれませんが、開催時期については、やはり報告事項の兼ね合いもあると思うので、事務局と相談して柔軟に日程は決めざるを得ないのかなど。ただ、年間何回はやりましょうというふうな形にはできるといいのかなど。

これ、ちなみに、今、関口委員からも、報告への審議会からの応答というふうなお話がありました。それをフィードバックする仕組みを何か工夫していただくというのももちろんなのですが、報告を受けて、審議会として何か意見を述べたり、報告をしたりするというふうなことについて、条例の規定上明らかにしている部分等は特段ないのですよね。

【関口委員】 条例だと、その辺が全て規則として条例の下位文書でまとめていく方向になるのではないかというのが前回のお話でしたね。なので、その規則の制定というところの基準が、恐らく運用しながら改善していくところも大きいかなと思うので、条例よりはもう少し柔軟に対応できる基準にまとめていくほうがいいのかと思うのですけれども、規則にきちんとまとめることは重要かなと思っています。

【中川委員】 例えば目的外利用の第9条の3項目などには、その旨を審議会に報告しなければならないとなっているわけですが、これを受けて審議会としてどう対応するか。報告を受けて何らかの意見を言うことになると思うのですが、報告を受けて意見を言いますよという一般的な規定はないわけですよね、特段。

要するに、諮問を受けたら、諮問に対する答申を出すというふうなことは今、規定されていると。諮問することができるとしか書かれてないのですか。諮問することができるというような規定に当然答申も含まれているというようなことなのですかね。

【関口委員】 多分、手引上は、意見を聴かなければならないみたいな、やはり手引だと思うのですけれども。

【中川委員】 意見を聴かなければならない。

【関口委員】 とか、意見を聴くことができるとかですね。

【文書法制係長】 諮問を受け、または意見を求められた事項について審議するなどとなっていますね、現行の第29条などです。答申と明記している部分はないかもしれませんが、諮問という形式上、それに対して審議して答申するということになると思うのですけれども。

【中川委員】 そのような諮問というようなことが非常に限定されるというふうなことになった場合に、報告を受けて審議会としてどういう役割を果たすことになるのかに関する位置付けが明らかにされている規定等は特段ない？

【文書法制係長】 そうですね。そこは改正法の下で、国の個人情報保護委員会の見解では、審議会に事後的な報告を行うものであっても、その案件について報告や意見聴取を要件化するような条例は許容されないと言われてしまっているのもありまして、あえてと言うのもあれなのですけれども、あくまで定期的な運用状況の報告という形を取っているという。

【中川委員】 なるほど。それではこちらとしても、運用上も、一般的な運用状況について報告を受けて、それについてあくまで一般的に意見を述べるにとどまると。

【関口委員】 表面的にはそう。

【中川委員】 そうというような役割にとどまると。

【文書法制係長】 そうですね。保護委員会の回答としても、個別の案件とは関係なく、取扱い全般についての事後チェックを行うための報告は可能であるという書き方なので、實際上、あとは運用

の仕方なのかなと思っているところがありまして、運用状況ということで報告して、委員さんからの意見の出し方に制限を設けているわけでもないので、あとは、運用上実効性のあるような形でいけたらいいかなと思っているところではあります。

【中川委員】 そうすると、やはり今、関口委員がおっしゃったような運用の仕方を念頭に置いたような付言なり意見なりを審議会として答申するというふうなことがいいのではないかなと思いました。

【石居会長】 ありがとうございます。ちなみに、これ、現行の第29条で諮問のところに関わって書いてある、実施機関に対して意見を述べるができるという、「意見を述べるができる」という書き方も、国側の見解としては、意見を求めることを要件化するというように解釈されてしまうということなのですか。

第20条も、もちろん諮問は当然、意見がついてくるので、同じ書き方をされていて、第20条第2項で、審議会は市の機関に対して意見を述べるができる、諮問についてはこう書かれていて、報告の場合には報告しなければならないという市の機関側だけの話になっていて、これを受けたときに、審議会は意見を述べるができるというような書き方をしてしまうと、やっぱりそれは引っかかる書き方になってしまうということですか。

【文書法制係長】 引っかかる可能性があるかなと。

【石居会長】 分かりました。

【文書法制係長】 すみません、現行の条例上も、目的外利用など審議会に報告するにだけに規定上はなっているのですけれども、ただ、実際には報告をした後に委員さんから御意見いただいたりしていると思いますので、そのような形を続けられればなと思っております。

【石居会長】 維持すると。分かりました。すみません、ありがとうございます。念のため確認でした。やはりこれは運用に関わる部分で少し付言をするということにしたいと思います。

【中川委員】 今、会長がおっしゃってくださった点については、第20条第2項に一応反映されてはいるのかなと。自発的審議の問題として、市の機関の個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議し、市の機関に対して意見を述べるができるというように。

【石居会長】 諮問を受けた事項のほかということか。なるほど。

【中川委員】 自発的審議で現29条第2項の規定は受け止めていこうというふうな形には一応なっているのかなと。

【石居会長】 ありがとうございます。

審議会関連のところは、ほかに御意見よろしいでしょうか。

【中川委員】 今の点に関連して、私も関口委員と同様に、形式的な報告にならないようにしなければいけないというのは非常に強く思うところです。諮問事項以外の個別の報告事項について報告をいただく際にも、例えば最近でいいますと、住基ネットの運用状況についての報告をいただく場面において、どのような趣旨でこの報告をしていただくのかというようなことについて一応御確認をいただいてから報告をしていただくというふうなことがあったと思います。それは非常に実のある報告をしていただくことにつながったかなと思っていますので、できれば、個々の報告事項について、従来の条例の趣旨と全く同様というふうなことはできないかもしれませんが、どうしてこれは報告しなければいけないのか、報告することになっているのかというようなことについて、実施機関内部において考え方を共有できるような措置を講じていただくといいのかなと。できれば報告のフォーマット等

に関しても、そういった趣旨が反映されるような統一の様式なり何なりが作成されるとよいのかなと思いました。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかにここはございますでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、4つ目は国が開発したシステムに関して、市側でどこまでどういうふうにチェックするのかという話と、それに関連して、アプリなどで本人同意を根拠にして個人情報を取り扱うシステムの取扱いをどういうようにするのかということですね。自己情報コントロール権というのがそれに関しては鍵を握るということですが、それが一方では落とし穴にもなりかねないということには注意が必要だろうという、そんな議論がここまであったのかなと思うのですが、この辺に関して意見すべきことが皆様の中にありましたら、少し御意見いただければというのが4番目のところです。いかがでしょうか。

【関口委員】 ここも条例を制定後、規則を別途詳細に定めていくという手順だったと思うので、条例に対する意見とかとしては、規則できちんと対象のシステムとか除くものを明確にさせていただいて定めていただきたいというところの意見がまず第一かなと思っています。かつ、やはり市でどうにもできないこととか、国から下りてきたものとか、市でコントロールができないものを除くことに対しては個人的には全く異論がないのと、あとは、広く利用を促進するために何でもかんでも報告対象にはする必要はないというのは、市側からいただいた案で私は結構同意しているのですけれども、システムを除く場合にも、個人情報の取扱いについて、市民の自己責任のような形になるような除き方は避けることに留意してほしいみたいな形になるのですかねというのが、個人情報の意見、審議会としての意見としては明記すべきかと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

【関口委員】 報告対象の選別ですよ。

【中川委員】 差し当たり規則で定めていただいて、実施機関のほうで適切に判断していただくべきことかなと思うのですけれども、せっかく規則で定める形になっていますので、この点についても、規則で定める内容について定期的に、あるいは機会があるごとに審議会等で見直さないし検証を経るような運用をしていただくといいのかなと思いますので、この第20条第1項第3号で諮問していただく事項に恐らく入ってくるのではないかなと思うのですが、そうですかね。

【文書法制係長】 そうですね、軽微な改正ではなく、本当に内容的に運用を変えようとする場合には第3号のほうに入ってくると思います。

【中川委員】 なので、ここで審議会のある種射程に入る問題というふうに認識されていると思いますので、運用の改善等のためにも、規則で定める事項について審議会等で定期的に検証する機会を設けるようにしてほしいというような形を取れるといいのかなと。

【石居会長】 ありがとうございます。

【関口委員】 最初の頃に議論がありましたが、報告事項とする、しないにかかわらず、今後諮問対象ではなくなるので、システムを市として採用する場合のサービスの評価だったり、システムの評価だったり、技術の評価が、市で今まで以上に厳格に行われることが前提になっていたと思うので、そこは報告事項にかかわらず、運用としてきちんとしていただきたいという、情報セキュリティと個人情報保護の観点できちんと評価をというのも意見には入れてもいいかもしれないですね。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかに、この4番目の項目に関してございますでしょうか。

最後が、これはもうここまでに出たりしましたし、ほかの項目と絡めていくことになるかもしれませんが、漏えいインシデントで、一つは重大インシデントが発生した場合の審議会への報告のタイミングを最終報告前にということと、あとはもう一つ、重大インシデントに至らないものについても必要に応じて報告をいただきたいというようなことは御意見として出ていたかなと思ひまして、この辺りは入れたほうがいいのではないかと考えているのですが、この点に関して御意見等ございましたらお願いいたします。

【関口委員】 以前に述べた意見の繰り返しになってしまいますが、国へ最終報告をする前に、審議会に報告なり意見聴取をしていただきたいというのをぜひ要望としては上げたいです。最終結論が出る前にということですね。これは国に報告が必要な重大インシデントの場合ですね。

【中川委員】 第20条第2号の運用に関することという。

【関口委員】 そうですね。詳細な運用として、報告するというだけだと、国の報告後でもいいような形には読めるのですけれども。

【中川委員】 諮問の20条1項2号？

【文書法制係長】 20条第3項第3号が今の部分です。

【中川委員】 ここで報告をいただいて、場合に依じて第20条第1項2号の、法66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合に当たって諮問を受ける場合があるということですかね。

【文書法制係長】 だと思います。安全管理措置に不備があったりしましてその辺の基準などを見直しするような場合には、第20条第1項第2号のほうで諮問するということにはなってくるかと思ひます。

【中川委員】 そうすると、恐らくそれを含めて国に報告することになるというふうなことですかね、基準とか最終報告ということに。

【文書法制係長】 ケースによるかもしれませんが、申し訳ございません。

【中川委員】 いずれにしても私もそれは同意見です。

【石居会長】 ほかはございますでしょうか。インシデント関連のところですね。

ありがとうございます。これも特に今の点はきちんと入れるようにしたいと思います。ありがとうございます。

一応一通り挙げましたが、何かこれまでに挙がっていないこと、漏れていることなどで御意見等がございましたら、最後にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

【中村委員】 よろしいでしょうか。

【石居会長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 今回作成する資料に何を付けるかという問題、少し話がずれてしまいますが、例えば令和4年8月3日の資料1-7とか、もう一つどこかにあったと思うのですが、審議会委員からの意見と市の考えという一覧表がございます。8月3日付けのものが一つと、あとは、9月29日のナンバー1-10の資料ですね。これらの扱いはどうしたらよろしいのでしょうかという点で、今回回答書を作成するに当たって、その他出された意見は次のとおりであるような形で添付してもいいのかなと考えました。本文で取り上げるべきは大項目に挙がっているもので、それ以外にこんなことも検討しましたよ、審議会の意見と市の回答はこれですと。

【石居会長】 なるほど、ありがとうございます。そういうスタイルはあり得ますか。多分この

ことは、審議の経過というのも一応答申書の中で書くので、そんな細かくは触れられないのですが、何をやったか、いつ何をしたかは少し触れることにはなると思うのですが、その上でということになります。

【文書法制係長】 ここ10年ぐらいで答申をいただいたパターンでは、個々の会での委員さんの意見を添付したという事例はなかったとは思いますが、添付するというのも一つの方法だとは思いますが。

【文書法制課長】 ほかの委員会に私も出ていたりしまして、答申本文そのものに、その他意見としてこういう意見がありましたとまとめるパターンと、項目が結構多いですので、別紙のとおり、ほかにこういう意見がありましたという形で付けることは可能かと思えます。

【石居会長】 ありがとうございます。特に9月29日の1-11辺りは、上がった意見は割と最後の御意見いただいた5項目の中に吸収してはいるのですが、細かなニュアンスはもちろんそこで書き込むことはできないでしょうし、そういう意味では答申本体と重複する内容もあるけれども、経過を示すという意味でこういうのを付けるということも考えましようかね。ありがとうございます。答申の主文を書くことも連動する話だと思うので、一応まとめてみて、最終的に答申を確定する段階で、付けるか付けないかというのをもう一度皆様に御意見を伺おうかなと思えます。ありがとうございます。

【中村委員】 もし添付するのであれば、検討の経緯の項目で添付するのが一番据わりがいいのではないかということをおもいました。

以上です。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

【中川委員】 少し理念的なことになるのですが、この条例案でも、第3条第2項に、自己を本人とする個人情報を管理する権利が保障されるよう努めなければならないというふうな形で市の機関の責務が明らかにされていると思うのですが、国立市はこの点について非常に先進的な取組を従来からしてきた市だと思いますので、やはり今後もこうした自己情報コントロール権の趣旨を踏まえて個人情報を取り扱う業務の適正を図っていただきたいというふうには、やはり審議会として意見表明しておくべきではないかなと思えます。

特に報告事項から抜けるような国のシステムの導入や本人同意のシステムの利用等に関して、今後市がある種責任を持って判断していくというふうなことになると思えますので、そうしたシステムの導入等も含めて、個人情報の取扱いというのはどのようなものであるべきなのかということ、自己情報コントロール権の趣旨を踏まえて不断に意識していただくような運用を今後も続けていただきたいというふうなことをどこかで入れていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。大事なところだと思います。ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

【関口委員】 最初にありました条例全体に対する意見と評価というところで、皆さんが同意見であればいいのですが、私個人的には、非常にきめ細かに御検討いただいて高く評価するという点は、皆様の意見が変わらなければ入れていただきたいなど。

【石居会長】 その辺りはいかがでしょうか。

【中村委員】 全く同意見です。

【岸委員】 同じです。

【石居会長】 ありがとうございます。ぜひこれは入れたいと思います。

あと、すみません、初めに全く確認をしておりませんでした。答申の一番重要な部分の可否に関しては、可とするということによろしいでしょうか。それだけ確認しないと。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【石居会長】 ありがとうございます。では改めて、今回はいつもと違って、皆様の御見解を聴いて最終的な文書をまとめて、もうそこでは皆さんの確認をせずに出すという方式ではなく、次回、たたき台となるものをお示しして、また中身を詰めて確定をするという形を取りますので、取りまとめは次回ないし、決着しなければ次々回ということになりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

では、時間も参りましたので、今日の審議はここまでにしたいと思いますが、その他何かございますでしょうか。

【事務局】 特にはございません。前回予定を確認していただいたとおりにお進めいただいておりますので、事務局のほうは特にございません。次回の日程だけというところで、次回は10月18日2時半から委員会室を御用意させていただいておりますので、よろしく御審議いただければと思います。

【事務局】 次回もほかに諮問事項等はない予定でありますので、この件について集中して御審議いただけるとお思いますので、よろしくお願ひいたします。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。たたき台が多分ぎりぎりになると思うのですが、すみません、事前に見ていただくのが理想的だろうなと思いつつ……。

【関口委員】 大変ですよ、これ。

【岸委員】 もう日がないですからね。

【中川委員】 これ、次回、場合によっては……、でも、そうか、中村委員が11月2日はいらっしやれないのですよね。

【石居会長】 そうですね。

【中川委員】 やっぱり全員いる会議で決定ほうが望ましい。

【石居会長】 もう無理に次回に押し込むというつもりはないので、本当に、すみません、私の出来が悪ければいくらでもご指摘いただければと思います。

【中川委員】 スケジュール的にかなり厳しいのではないかなと。

【石居会長】 結構大変ではあると思います。なので、現状今、11月2日となっている予備日も排除せずいきたいとは思いますが、その場合は、確実に事前に中村委員にお目通しいただいて、御意見いただくというようなことをしたいと思っています。ここは多少時間があるのでそれができないのではないかと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【中村委員】 承知いたしました。ありがとうございます。

【石居会長】 ほかによろしいでしょうか。では、本日はこれまでにしたいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —